



# 長野県報

12月 5 日 (月)  
平成 17 年  
(2005年)  
第 1717 号

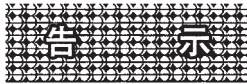
## 目 次

### 告 示

土地収用法に基づく事業の認定（建築管理課土地・景観室）	1
児童健全育成事業補助金交付要綱（昭和61年長野県告示第629号）の一部改正（こども支援課）	2
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	3

### 公 告

平成18年度及び平成19年度において県が調達する製造の請負、物件の買入れ等に係る競争入札に参加を希望する者の資格の審査（管財課）	4
県営土地改良事業の工事の完了（土地改良課）	4
一般競争入札（管財課）	4
土地改良事業の施行の同意（土地改良課）	5
開発行為に関する工事の完了（4件）（建築管理課）	5
長野県教育委員会表彰等規則に基づく表彰（教育振興課）	6
特定調達契約に係る落札者の決定（交通指導課）	7
一般競争入札（雇用・人財育成課）	7
一般競争入札（高校教育課）	8
正誤（生活文化課NPO活動推進室）	8



### 長野県告示第514号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成17年12月 5 日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 起業者の名称  
波田町
- 2 事業の種類  
下原霊園第二期造成事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
東筑摩郡波田町字下原及び字北下原地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）  
下原霊園第二期造成事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に規定する地方公共団体が設置する墓地に関する事業に該当する。
  - (2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である波田町は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。

#### (3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

波田町は、昭和40年の国勢調査時は人口7,975人、世帯数1,758世帯の農家集落が点在する農村であったが、その後松本市の周辺住宅地として、私鉄の整備という好条件も重なり、平成17年4月1日現在の住民基本台帳人口は15,178人、世帯数は4,946世帯と増加している。

こうした状況の中で、町民から行政や議会に対して、町営の墓地整備の要望が多く寄せられてきた。

町民にとって生活上不可欠な公共性の高い施設である墓地が、より一層身近な町内に必要とされており、あわせて町による永続的かつ安定した管理のもと経営され、宗派、地縁にとらわれずに誰もが利用できるよう強く望まれているものである。

町では、第5次波田町総合計画（平成17年3月）において取り組むべき施策として、既存霊園の拡張整備を位置づけ、今後の墓地需要に対応することとしたところである。

本件事業の施行によって、今後の需要に対して必要な墓地を提供することが可能となるだけでなく、利便性の高い場所に墓地が確保され、起業地に隣接する既存の町営霊園の来訪者も、トイレ、水くみ場及び駐車場の利用が可能になり、一

体的利用による利便性の向上も期待できるものである。

さらに植樹帯の設置により、周辺の景観にも配慮されており、既存霊園も含めた全域の土地利用の調和も図られるものと見込まれる。

イ 本件事業の施行による影響

起業地の隣接地が、既に霊園として住民に利用されており、本件事業の施行により、周辺の土地利用や地区住民の生活環境へ与える影響は少ないものと認められる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用することの必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

昭和49年以降、町では、さみぞ霊園、下原霊園、つつじヶ丘霊園の3箇所計604区画の町営霊園を整備してきたが、このうち568区画が既に永久貸与され、残りはつつじヶ丘霊園の36区画を残すのみとなっており、墓地需要の予測から緊急な整備が必要となっている。

以上から、本件事業は、早急に施行する必要性があるものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、墓地区画、墓地の利用に当たって必要となるトイレ、水くみ場及び駐車場といった施設並びに植樹帯に限定されており、地方公共団体が設置する墓地として、必要最小限の面積であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

波田町役場

建築管理課土地・景観室

長野県告示第515号

児童健全育成事業補助金交付要綱（昭和61年長野県告示第629号）の一部を次のように改正し、平成17年度の補助金から適用します。

平成17年12月5日

長野県知事 田中康夫

第1中「の運営」を「が行う民間児童館活動事業」に改める。

第2の表を次のように改める。

民間児童館活動事業

次に掲げる事業のうち2以上のものを実施する小型児童館（児童館の設置運営について（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知）に基づく小型児童館をいう。以下同じ。）の運営に必要な経費（給料、職員手当及び共済費を除く。）から寄附金その他の収入を差し引いた額。ただし、1施設あたり年額150万円を限度とする。

3分の2以内

(1) 自然体験活動事業

ひきこもり、不登校等の児童に配慮し、サマーキャンプ等野外での活動を行う事業

(2) 子どもボランティア育成支援事業

子ども自身によるボランティアグループの育成を図り、その活動についての支援を行う事業

(3) 児童健全育成相談支援事業

中・高校生を含む年長児童等及び保護者等からの相談に応じ、学校等関係機関と連携を図り、個別または集団指導を定期的に行う事業

(4) 年長児童等来館促進事業

小型児童館への中・高校生の来館を促進するため、中・高校生が自主的にイベント等の催しを開催するための活動支援を行う事業

児童クラブ事業

児童クラブの運営（委託により実施する場合を含む。）に要する経費（飲食物費を除く。）。ただし、次に定める額を1クラブ当たりの年額の限度とする。

3分の2以内。ただし、(1)のアの(7)並びにウの(7)及び(ウ)並びに(2)のアの(7)並びにウについては2分の1以内

(1) 年間の開設日数が281日以上の児童クラブ

ア 基本額

(7) 昼間保護者のいない家庭の小学生（以下「放課後児童」という。）等が4人から9人までの児童クラブ  
388,000円

(イ) 放課後児童等が10人から19人までの児童クラブ  
1,134,000円

(ウ) 放課後児童等が20人から35人までの児童クラブ  
1,686,000円

(エ) 放課後児童等が36人から70人までの児童クラブ  
2,643,000円

(オ) 放課後児童等が71人以上の児童クラブ  
3,600,000円

イ 長時間開設加算額

放課後児童等が10人以上で、かつ、1日6時間を超え、18時を超えて開設している児童クラブ  
310,000円

ウ 要支援児受入加算額

長野県長野地方事務所告示第13号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成17年11月11日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成17年12月 5 日

長野県長野地方事務所長 堀 内 清 司

売りさばき人の氏名	住 所
佐 川 芳 雄	長野市戸隠栃原3080

会 計 課

- (7) 放課後児童等が4人から9人までで、うち要支援児が2人以上の児童クラブ 指導員の人数に応じ、知事が別に定める額
- (イ) 放課後児童等が10人以上で、うち要支援児が2人以上の児童クラブ（要支援児に係る指導員を配置しているものに限る。） 689,000円
- (ウ) 放課後児童等が10人以上で、うち要支援児が3人以上の児童クラブ 指導員の人数に応じ、知事が別に定める額
- (2) 年間の開設日数が200日から280日までの児童クラブ
  - ア 基本額
    - (7) 放課後児童等が4人から19人までの児童クラブ 300,000円
    - (イ) 放課後児童等が20人から35人までの児童クラブ 1,163,000円
    - (ウ) 放課後児童等が36人以上の児童クラブ 1,614,000円
  - イ 長時間加算額
 

放課後児童等が20人以上で、かつ、1日6時間を超え、18時を超えて開設している児童クラブ 296,000円
  - ウ 要支援児受入加算額
 

放課後児童等が4人以上で、うち要支援児が2人以上の児童クラブ 指導員の人数に応じ、知事が別に定める額

第4第2項2号を次のように改める。

(2) 民間児童館活動事業計画書

第7第2項3号を次のように改める。

(3) 民間児童館活動事業実績報告書

第7第3項中「3月31日」を「翌年度の4月10日」に改める。

第10中「塩尻市」の次に「安曇野市」を加える。

こども支援課